



## 「適切な保険」加入の費用を見積書の中で要求しよう!

「適切な保険」に加入するための費用は、見積り段階から内訳を明らかにして要求する必要があります!



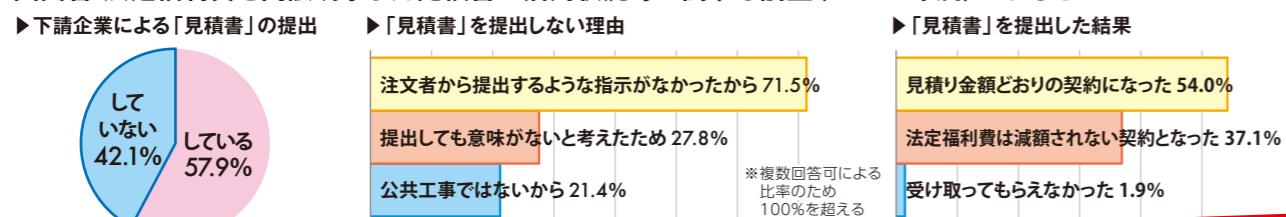
国交省・社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインには

- ▶ 見積り時から法定福利費を必要経費として適正に確保する必要がある
- ▶ 見積書に法定福利費相当額が明示されているのにもかかわらず、これを尊重せず一方的に削減したり、含めない金額で請負契約を締結し、その結果「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、当該元請下請間の取引依存度等によっては、建設業法第19条の3の不正に低い請負代金の禁止に違反するおそれがあるとしています。

見積り段階からの要求が大切!



国交省・法定福利費を内訳明示した見積書の活用状況等に関する調査(2016年度)によると



あきらめず、提出しよう!



## 内訳を明らかにした見積書を作成しよう!

見積書の作成手順は

### 全建総連が作成した

- 標準見積書 貨金リーフ(2014年11月)  
[http://www.zenkensoren.org/wp/wp-content/uploads/2016/12/141112zs\\_chingin\\_leaf.pdf](http://www.zenkensoren.org/wp/wp-content/uploads/2016/12/141112zs_chingin_leaf.pdf)
- 全建総連版標準見積書作成マニュアル(2014年5月)  
[http://www.zenkensoren.org/wp/wp-content/uploads/2016/12/141114zs\\_houteihukuripanfu.pdf](http://www.zenkensoren.org/wp/wp-content/uploads/2016/12/141114zs_houteihukuripanfu.pdf)

※全建総連HP内に掲載

### 国土交通省が作成した

- 「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」簡易版・詳細版  
国土交通省HP:「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」で検索

※国土交通省HP内に掲載

### 各専門工事業団体が作成した業種ごとの「標準見積書」

- 国土交通省HP:「標準見積書」で検索

※国土交通省HP内に掲載

等をご参考ください。



## 自分たちから動きだそう! 未来のために声をあげよう!

「適切な保険」に加入するための正しい理解、「適切な保険」加入のための費用を明らかにした見積書の作成、適切な請求で、建設労働者の公的保障の確保、未来の担い手確保につなげましょう!

- 社会保険についてわからないこと、現場担当者の対応に疑問がある
- 建設国保加入者で法人なりを検討している、従業員が5人以上に増える等

ご相談は所属組合へ



## 社会保険未加入対策 パンフレット

**2017年4月以降、さらに社会保険加入指導が強化**  
**2次下請以下でも社会保険未加入業者は**  
**公共工事の現場から排除されます!**

適用除外承認を受けて加入した建設国保は「適切な保険」です!  
現場入場にあたり、

あらためて協会けんぽに入る必要はありません!



## 「適切な保険」加入について理解しよう!

Q : 私が入るべき「適切な保険」って?

A : 事業所規模や就労形態(雇用または請負)によって  
入るべき保険(雇用、医療、年金)が異なります。

国交省策定・社会保険の加入に関する  
下請指導ガイドラインにおける 「適切な保険」一覧表

所属する事業所 事業所の 形態	常用労働 者の数	就労 形態	労働保険	社会保険
			雇用保険	医療保険 (いずれか加入)
法人	1人~	常用 労働者	雇用保険 <sup>※2</sup>	厚生年金
	-	役員等	-	厚生年金
個人 事業主	5人~	常用 労働者	雇用保険 <sup>※2</sup>	厚生年金
	1人~ 4人	常用 労働者	雇用保険 <sup>※2</sup>	国民年金
	-	事業主 一人親方	-	国民年金

※1 : 年金事務所で健康保険の適用除外の承認を受けて、国民健康保険(組合)に加入している

※2 : 週所定労働時間が20時間以上等の要件に該当する場合は常用であるか否かを問わない

※2016年12月5日付・国交省事務連絡「建設業における社会保険への加入の徹底に係る注意点について」別添資料より引用

### ◆建設国保に加入されている方は



- ▶ 法人事業所および常時5人以上の従業員がいる個人事業所に雇用されている方の場合、健保適用除外承認を受けて建設国保に加入し、雇用保険、厚生年金に加入していれば、従来どおり現場入場可能です。

- ▶ 個人事業所(常用労働者数5人未満)に雇用されている常用労働者の場合、雇用保険は事業主の義務により加入、建設国保と国民年金は個人での加入となります。

- ▶ 個人事業所の事業主・一人親方は建設国保と国民年金を個人で加入します。  
※一人親方は請負としての働き方をしている場合に限る

注意

現場担当者の誤った認識により現場入場を拒否される  
ケースが発生しています。正しい理解をお願いします!



## 社会保険未加入対策における国の取り組み



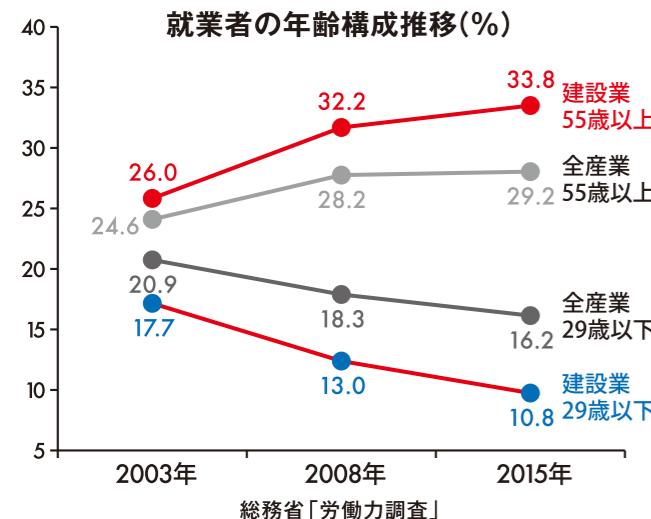
国交省は、①技能労働者の待遇改善や②将来の担い手確保、法定福利費を適正に負担する企業による③公平で健全な競争環境の構築が必要であることから、2012年より業界関係者が一体となって2017年度を目指して社会保険未加入対策の取り組みを進めてきました。

## なぜ社会保険の加入が求められているか

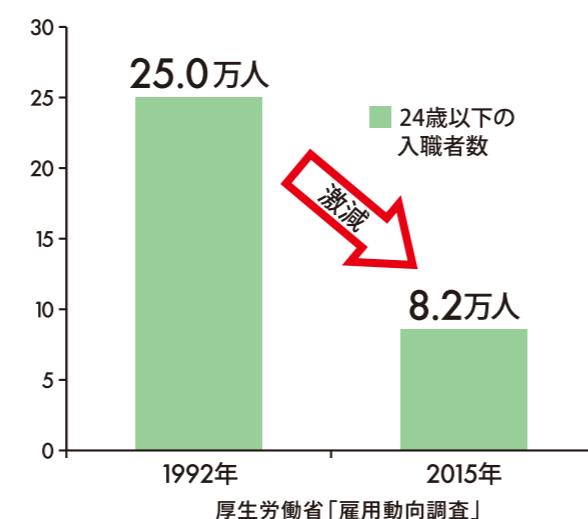


建設業における雇用、医療（建設国保）、年金保険への未加入は、技能労働者のいざというときの公的保障が確保されず、若年入職者の減少の一因となっています。  
建設業はいま55歳以上の就業者が3割を超えるなど、高齢化の進行により将来の労働力のひつ迫が懸念されています。  
今後の労働力人口の減少に備え、若年労働者の確保・育成が急務となっています。

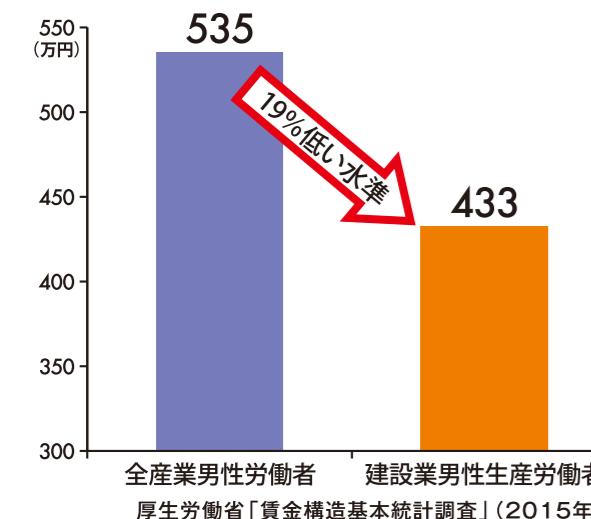
### ■ 高齢化が進んでいる



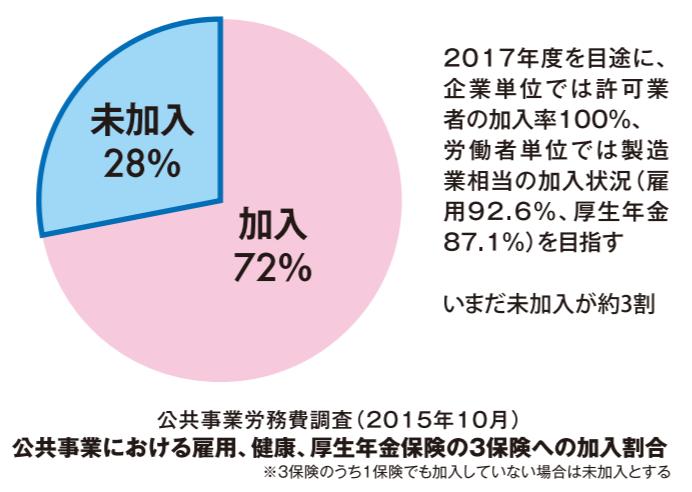
### ■ 若い年齢の入職者が減っている



### ■ 賃金が低い



### ■ 社会保険の加入状況



こうした就労環境の改善に向けては、  
雇用、医療（建設国保）、年金保険への加入が大切となります！

## 目標の2017年度に向けて、社会保険加入指導が強化されました!

### 行政によるチェック・指導

#### 経営事項審査における減点幅の拡大(2012年7月～)

・雇用保険、健康保険、厚生年金保険に未加入の場合の減点幅を拡大

#### 許可更新時等の確認・指導(2012年11月～)

・許可更新、経審、立入検査時に保険加入状況を確認、指導

・立入検査時には元請業者の下請業者への指導状況も確認

・指導に従わず未加入の企業は保険担当部局に通報

### 公共工事における対策

2014年  
8月からの対策

2015年  
8月からの対策

### 主に元請と1次下請に対する指導

- ・工事を実施する元請業者、1次下請業者(下請契約3千万円以上)を社会保険等加入業者に限定
- ・未加入の1次下請業者(下請契約3千万円以上)と契約した場合、特別な事情がなければ、受注者(元請業者)に対し、当該下請金額の10%の制裁金の徴収、指名停止及び工事成績評定の減点を実施
- ・2次下請以下の未加入業者は、建設業許可部局へ通報(下請契約3千万円以上)

・1次下請を社会保険等加入業者に限定する対策について、下請契約3千万未満の工事においても試行

## 2017年4月以降、公共工事における2次下請以下の対策が強化されます!

4月から

### 2次下請以下でも社会保険未加入業者は排除、加入業者に限定

※2017年2月28日国交省通知「公共工事における社会保険等未加入対策について」より

国交省は2017年2月24日、公共工事における2次下請以下の社会保険未加入業者対策を公表。公共工事において2次下請以下でも未加入業者を排除し、加入業者に限定することとしました。適用は、4月1日以降に入札契約手続きを行うものからとなります。

4月から 30日の猶予期間、元請は加入指導を

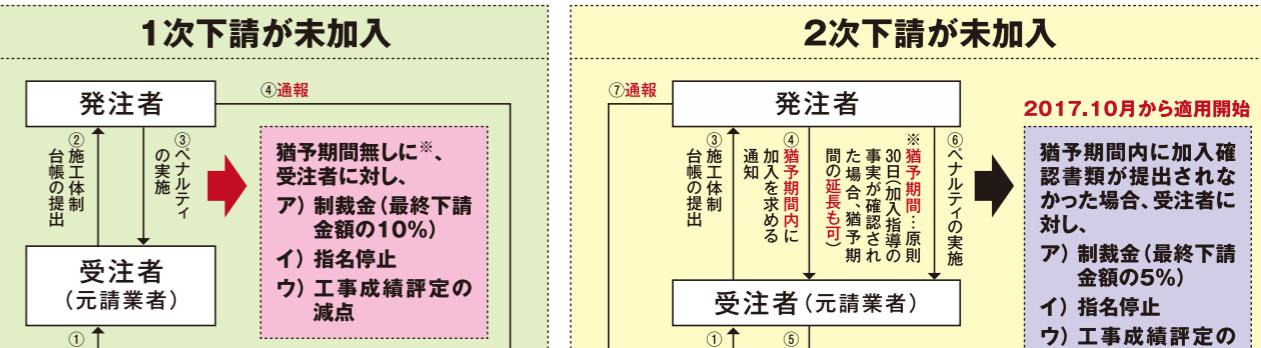
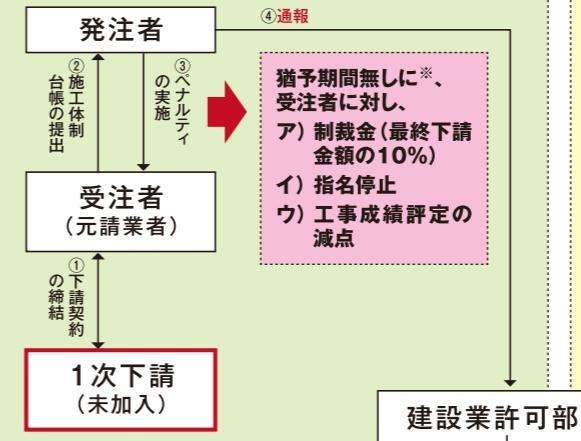
10月から 元請へのペナルティ

未加入業者の排除にあたっては、ただちに工事から排除されることのないよう、加入までは30日の\*猶予期間が設けられ、元請は下請の未加入業者に加入指導を行うこととなります。元請が加入指導を行っても、下請が社会保険に加入しなかった場合には、元請に対し制裁金(最終下請金額の5%)や指名停止、工事成績評定の減点のペナルティが課せられます。この元請への制裁措置だけは先送りし、10月からの適用となります。

\*猶予期間…社会保険等未加入業者である下請業者が直ちに工事の施工から排除されることのないよう、当該未加入業者に対して加入を促す期間

\*\*加入指導の事実が確認された場合、猶予期間の延長も可

### 1次下請が未加入



2017.10月から適用開始

※特別な理由がある場合(例えば、災害等の緊急時や加入の確約がある場合など)、下請契約は可。(その場合であっても、加入指導は実施)

適用除外承認を受けて加入した建設国保は「適切な保険」です!  
現場入場にあたり、あらためて協会けんぽに入る必要はありません!

